

令和6年度における東北地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月19日
公正取引委員会事務総局
東北事務所

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、東北事務所管内（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者5,700名（製造委託等^{（注1）}3,545名、役務委託等^{（注2）}2,155名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者15,980名（製造委託等11,805名、役務委託等4,175名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

年 度	区 分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全 国	東 北	全 国	東 北
令和6年度		90,000	5,700	330,000	15,980
	製造委託等	53,144	3,545	214,316	11,805
	役務委託等	36,856	2,155	115,684	4,175
令和5年度		80,000	5,176	330,000	14,190
	製造委託等	46,900	3,435	199,138	9,953
	役務委託等	33,100	1,741	130,862	4,237
令和4年度		70,000	4,304	300,000	12,896
	製造委託等	37,993	2,571	176,799	9,231
	役務委託等	32,007	1,733	123,201	3,665

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は382件（製造委託等273件、役務委託等109件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが379件（製造委託等271件、役務委託等108件）、下請事業者等からの申告によるものが3件（製造委託2件、役務提供委託1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は386件（製造委託等276件、役務委託等110件）であり、このうち383件（製造委託等273件、役務委託等110件）について違反行為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙1、措置件数の県ごとの内訳は別紙2のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区 分 年 度		新 規 着 手 件 数				処 理 件 数					
						措 置			不問	計	
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	勧告	指導	小計			
令和6年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306	
	東北	379	3	0	382	0	383	383	3	386	
	製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
		東北	271	2	0	273	0	273	273	3	276
	役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
		東北	108	1	0	109	0	110	110	0	110
令和5年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328	
	東北	424	1	0	425	0	417	417	3	420	
	製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
		東北	292	1	0	293	0	287	287	1	288
	役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
		東北	132	0	0	132	0	130	130	2	132
令和4年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757	
	東北	396	1	0	397	0	396	396	3	399	
	製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
		東北	247	1	0	248	0	246	246	3	249
	役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
		東北	149	0	0	149	0	150	150	0	150

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で597件となっており、このうち、製造委託等に係るものが443件、役務委託等に係るものが154件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は340件（類型別件数の合計の57.0%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが238

件、役務委託等に係るものが102件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は257件（類型別件数の合計の43.0%）である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が128件（実体規定違反に係る類型別件数の合計の49.8%）、②下請代金の減額が75件（同29.2%）、③不当な経済上の利益の提供要請が22件（同8.6%）等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は205件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が103件（製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の50.2%）、②下請代金の減額が50件（同24.4%）、③不当な経済上の利益の提供要請が22件（同10.7%）等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は52件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が25件（役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の48.1%）、②下請代金の減額が25件（同48.1%）、③買いたたきが2件（同3.8%）となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区 分 年 度		手続規定違反				実 体 規 定 違 反												合計	
		書面交 付義務	書類保 存義務	虚偽 報告	小計	受領 拒否	支払 遅延	減額	返品	買い たたき	購入等 強制	早期 決済	窮困 難形状	利益提 供要請	やり 直し等	報復 措置	小計		
令和 6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757	
	東北	303	37	0	340	1	128	75	2	21	0	3	2	22	3	0	257	597	
	製造 委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343
		東北	214	24	0	238	1	103	50	2	19	0	3	2	22	3	0	205	443
	役務 委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414
		東北	89	13	0	102	0	25	25	0	2	0	0	0	0	0	0	52	154
令和 5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	東北	346	31	0	377	1	132	59	1	34	1	2	3	14	2	0	249	626	
	製造 委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884
		東北	241	20	0	261	0	83	36	1	20	0	2	3	13	2	0	160	421
	役務 委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579
		東北	105	11	0	116	1	49	23	0	14	1	0	0	1	0	0	89	205
令和 4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	東北	310	37	0	347	0	137	58	2	66	3	4	4	13	2	0	289	636	
	製造 委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111
		東北	191	18	0	209	0	91	36	2	32	2	3	4	8	0	0	178	387
	役務 委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518
		東北	119	19	0	138	0	46	22	0	34	1	1	0	5	2	0	111	249

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数（「勧告」及び「指導」の合計件数）とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者3名^(注1)から、下請事業者19名^(注1)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額806万円^(注2)の原状回復が行われた。

(注1) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

(注2) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

ア 下請代金の減額事件においては、親事業者2名から、下請事業者6名に対し、800万円の減額分が返還された(第4表参照)。

第4表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った 親事業者数	返還を受けた 下請事業者数	返還の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	東北	2名	6名	800万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	東北	3名	22名	111万円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	東北	—	—	—

イ 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者1名から、下請事業者13名に対し、6万円の遅延利息が支払われた(第5表参照)。

第5表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った 親事業者数	支払を受けた 下請事業者数	支払の年度総額 (原状回復額)
令和6年度	全国	65名	1,411名	5678万円
	東北	1名	13名	6万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	東北	3名	10名	34万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	東北	2名	23名	8万円

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習を実施している。

令和6年度においては、東北事務所では6回の講習を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、各種媒体を通じた広報やポスターの掲示に加え、下請取引適正化推進講習会テキストの内容を繰り返し習得できる動画を配信した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和6年度においては、東北事務所では533件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員への意見聴取

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における東北事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は17名である。

令和6年度においては、下請取引等改善協力委員から、労務費、原材料価格、エネルギーコストの上昇に伴う下請代金の見直しなどについて意見聴取を行った。

4 コンプライアンス確立への積極的支援

公正取引委員会は、事業者等からの下請法等に係る相談に応じるとともに、下請法等の一層の普及・啓発を図るため、事業者団体等が開催する研修会等に出講している。

令和6年度においては、東北事務所では、事業者団体等からの要請を受けて、事業者団体等へ12回の出講を実施した。

令和6年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- デザインの作成を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由として、下請事業者の給付を受領してから60日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- ① 撮影業務を下請事業者に委託しているB社は、1か月当たりの下請代金の額の合計が一定額以上の場合に、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ② PB商品の製造を下請事業者に委託しているC社は、「リベート」及び「センターフィー」と称して、下請代金の額に一定率を乗じて得た額を差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。
- ③ 電子部品の製造を下請事業者に委託しているD社は、小数点以下2桁までの製造単価を定め、一定期間の下請事業者の給付について複数の伝票に分けて下請代金の額を計算しているところ、伝票ごとに1円未満の端数を切り捨てる処理をし、下請代金の支払に際し、支払うべき下請代金の額から1円以上の単位で差し引くことにより、下請代金の額を減じていた。

3 返品禁止（第4条第1項第4号）

- ① 印刷機器用部品の製造を下請事業者に委託しているE社は、下請事業者から商品を受領し、6か月以上が経過した後に当該部品に瑕疵があるとの理由で下請事業者に当該部品を引き取らせていた。
- ② PB商品の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者の給付の内容について品質検査を行っていないにもかかわらず、瑕疵があったことを理由に、下請事業者に当該商品を引き取らせていた。

4 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）

- 電子部品の製造を下請事業者に委託しているG社は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、下請事業者との価格交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置いていた。

5 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者に対し、有償で原材料を支給しているが、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに当該原材料を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に、支払うべき下請代金の額から当該原材料の対価を控除していた。

6 経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 自動車用部品の製造を下請事業者に委託しているI社は、自社が所有する金型を下請事業者に貸与していたところ、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型を無償で保管させていた。

7 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止（第4条第2項第4号）

- PB商品の製造を下請事業者に委託しているJ社は、下請事業者に対し、給付の受領時に実施する受入検査において問題がないとしたにもかかわらず、出荷時等の検査において、下請事業者の給付に直ちに発見できる瑕疵が発見されたことを理由としてやり直しさせ、それによって生じた費用を負担しなかった。

措置件数の県ごとの内訳

[単位：件]

年 度	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	東北地区合計
令和6年度	36	61	100	37	71	78	383
令和5年度	42	63	114	37	66	95	417
令和4年度	42	53	97	48	72	84	396

(注) 措置を採った親事業者の本社所在地により区分している。